

# 既存民間建築物耐震診断の流れ

## (精密診断)

原則、昭和56年5月31日以前に建築確認申請を受けて建築されたもので下記の建築物が対象となります。条件にあてはまりますか？

- (1) 住宅（長屋及び併用住宅を含む）
- (2) 耐震改修促進法第7条第1項第1号に定める民間建築物で耐震改修促進法施行令第6条第2項各号及び第3項の要件に合致するもの又は耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（現に使用しているもの。）

はい

耐震診断（精密診断）を実施しますか？

はい

補助要綱などの概要について市へ相談して下さい。（診断結果、設計図面などご持参下さい。）

市の担当者が耐震診断（精密診断）の補助率、概要について説明します。

お近くの設計事務所等で、耐震診断が出来る建築士に診断を依頼

補助金交付申請書及び必要書類を市の窓口へ提出

申請内容が適合していれば耐震診断補助金交付決定通知書を発行

**耐震診断着手**

※決定通知前の着手は認められません。

耐震診断終了後、耐震診断実績報告書を市の窓口へ提出

耐震診断補助金交付確定通知書を発行

補助金交付請求書を市の窓口へ提出

概ね1ヶ月程度で指定口座に入金

いいえ

残念ながら補助要綱に該当しませんので、専門家の方への相談をおすすめします。

凡 例

申請者(設計者等)の流れ

市の流れ

※決定通知後に取下げ・中止・変更が発生したときは、**取下げ申請書・中止届・変更承認申請書**の提出が必要

※ 交付決定通知日より60日以内に着手

※ 提出期限  
工事完了後30日まで  
(最終3月20日まで)

※ 耐震診断補助金交付確定通知書の添付が必要。